

## 麻疹（はしか）患者さんと接触した方へ

麻疹を発症した方と接触した方へお知らせです。

麻疹は感染力がきわめて強い感染症で、感染すると約10～12日（最大21日）の潜伏期間の後に発熱、発疹、咳、鼻水、目の充血などの症状が出現します。

また、発症前日から周囲への感染力が生じると言われています。

麻疹を発症した方と接触した方につきましては、麻疹患者さんとの接触から21日間、ご自身の健康観察をお願いします。

健康観察期間中は以下の症状がないか確認をお願いします。

- ・発熱
- ・発疹
- ・咳、鼻水、目の充血

健康観察期間中にこのような麻疹を疑う症状がみられた際は、以下のご対応をお願いします。

### 1、 平日の開庁時間（8：30～17：00）

お住いの保健所に連絡をいただき、保健所から医療機関の受診等の案内をさせていただきます。

### 2、 平日の開庁時間外（8：30～17：00以外）、土日祝日

症状が軽微である場合は、自宅でご療養し、平日の開庁時間になったら保健所へご連絡をお願いします。症状がひどく体調が優れない場合は、必ず事前に医療機関に電話連絡で麻疹の接触者であることを伝え、医療機関の指示に従い受診してください。受診の際は公共交通機関の利用はお控えください。受診後、保健所へ報告をお願いします。

麻疹拡大防止について、ご理解とご協力のほど宜しくお願い致します。

町田市保健所保健予防課 感染症対策係

電話：042-722-0626

FAX：050-3161-8634

開庁日：月曜日～金曜日 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）